

最近の判例から

為替手形の引受けと意思表示

(名古屋地判 平九・七・二五 判タ九五〇一三二〇) 村上 秀樹

手形所持人が手形引受人に対しその支払いを求めた事案において、引受人は、土地の買主から税金対策のために必要な書類だといわれ、内容を十分確認することなく、為替手形の引受欄に署名、押印したものであり、引受けの行為はなかつたとして、手形所持人の請求を棄却した事例(名古屋地裁 平九年七月二五日判決 手形判決取消、請求棄却、控訴判例タイムズ九五〇号二二〇頁)。

一 事案の概要

Yは、昭和六二年五月、農地(二筆約一、五〇〇平米)を相続し、所有権移転登記を完了した。Yは、相続税の支払資金等を賄うため、相続した土地の筆(以下、「本件土地」という)を売却しようと考えたが、本件土地は農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に指定され、かつ、公道に接していな

いため、宅地転用が不可能であった。このため、Xは、本件土地を農地の状態でも総額一、五〇〇万円程度(坪当たり七・七・五万円)で売却したいと考え、勤務先の課長に相談したところ、昭和六三年秋頃、同課長からAを紹介され、Aは買手として農業者を探すことを約束した。

同年一月頃、Aは「本件土地は自分が買う、名義は今変えなくてよい、坪一〇万円とする」などと申し出て、売買契約書(売主Y、買主A、代金坪当たり一〇万円)等を作成したが、同日Yに対して手付金等の金銭は一切交付しなかつた。同年二月に至り、Aは手付金五〇〇万円をYに交付した。

その後、Aは、Yに対して、本件土地の売買契約につき契約書どおりに申告すると、高額な税金が課せられるので、税金逃れのための対策を講ずる必要があると言いつすように

なり、同年暮れから平成元年初めにかけてYの勤務先を訪れ、売買契約のための書類、税金対策で必要などと申し向けて、本件手形振出人A)のほか多数の書類を持参し、その内容を全く説明しないまま、その内容を読む暇も与えず、Yに署名、押印させ、その書類の控えをYに交付することもなく、持ち帰った。

その後、本件手形はXの取得するところとなった。Xは、Yの引き受けた本件手形に基づき、その支払いを求めたところ、支払いを拒絶されたため、Yに対し手形金合計一億二、四七〇万円の支払いを求める訴えを提起し、平成七年三月一六日手形判決でその請求が認められた。Yは、これに対して異議の申立てをし、Yは、Aから土地売買に必要な印は税金対策であると騙されて、多数の書類に署名ないし押印したところ、その中に本件手形が含まれていたが、Yの引受けの意思表示は、誤信に基づく錯誤によるものであるから、無効であるなどと主張した。

二 判決の要旨

これに対して裁判所は、次のような判断を下した。

(1) ①Yは、本件手形の引受人としてこれを引き受ける意思は全くないこと、②本件手

形は、Aから本件土地の売買契約ないしその税金対策に必要な書類であると言われ、これを信じたYがその内容を十分に確認することなく、署名ないし押印したものと認められること、③本件土地の売買総代金（一、九五〇万円）を考慮すると、Yが本件手形の合計額面（二億二、四七〇万円）に見合う実質的な資金関係は、YとAの間には存在しないと認められること、④Yはそれまで手形を見たり、手形行為を経験したことが全くないというのであるから、署名ないし押印が本件手形の引受けをするという認識が全くなくなしてなされた疑いが極めて強いこと、⑤したがって、署名ないし押印があるからその引受欄はYの意思に基づいて作成されたとする推定は破れたというべきである。

(2) Xは、Yに対し、本件各手形の引受けについての意味をよく説明し、引受行為をさせたと供述し、また、Aは、Yにおいて引受行為の意味を理解していたかのように供述するが、いずれも信用できない。

(3) したがって、Yの本件手形の引受行為はなかつたものと評価するのが相当であるとして、Xの本件手形に基づく金員請求を認容した手形判決を取り消し、Xの本訴請求

を棄却した。

三 まとめ

手形行為は、行為者が手形であることを認識して署名、押印した以上、錯誤その他の事情によって手形債務負担の具体的意思がなかった場合でも、手形の記載内容に応じた償還義務の負担を免れることができないとされている（最高判昭五四・九・六）。

しかし、本件では、Aが自己の借金をYに肩代わりさせるため、Yの無知に乗じ、税金対策に必要ななどと申し向けて、多数の書類にまぎれた手形に署名、押印させた疑いが極めて強い。その意味で、手形であることを全く認識しないで署名押印したとの事実認定のもとに手形引受行為の成立を否定した本件判旨は妥当といえよう。

なお、YA間の契約の結末については、明らかでない。

（調査研究部調査課長）